

平成 26 年 5 月 1 日
総務省長野行政評価事務所
(所 長 : 藤 井 賢 二)

特定外来生物の飼養等の許可、防除等に関する行政評価・監視

<調査結果に基づく通知>

長野行政評価事務所は、平成 25 年 12 月から 26 年 4 月にかけて「特定外来生物の飼養等の許可、防除等に関する行政評価・監視」を実施し、この調査結果を踏まえ、26 年 5 月 1 日、長野自然環境事務所に対して、必要な改善措置を講ずるよう通知しました。

【主な改善通知事項】

1 特定外来生物の取扱いの適正化

- ① 個体数については、適切な届出を行うよう指導を徹底
- ② 複数人による申請書類の確認を徹底するなどにより、厳正な審査

2 特定外来生物の防除の推進

- ① 市町村や民間団体に対し、確認・認定の制度、手続について必要な周知
- ② その際、運搬時の逸出防止措置など適切な防除方法も周知

※ 長野行政評価事務所は、地域の住民生活に密着した行政上の問題点を取り上げ、行政運営の改善を図るため、「行政評価・監視」を実施しています。



セイヨウオオマルハナバチ
(環境省 HP より)

<本件照会先>
総務省長野行政評価事務所
第 1 評価監視官 中山
電 話 : 026-235-5566
F A X : 026-232-4529

特定外来生物の飼養等の許可、防除等に関する行政評価・監視 ＜調査結果に基づく通知(概要)＞

《調査の背景》

{ 通知日:平成26年5月1日

通知先:環境省長野自然環境事務所 }

- 近年、我が国に持ち込まれた外来生物により、生態系や農林水産物等に被害を及ぼす事例が多発
- 国は、法律を定め、生態系等に被害を及ぼし、又は被害を及ぼすおそれがある外来生物を特定外来生物として指定(平成26年4月現在107種類)
- 特定外来生物について、その飼養、栽培、保管又は運搬、輸入、譲渡し、野外に放つことを原則禁止。国は自ら特定外来生物の防除を行うとともに、地方公共団体、民間団体等の防除を推進

《主な通知事項》

飼養の適切な管理、防除の推進

特定外来生物の取扱いの適正化

- 飼養等許可後の飼養の適切な管理
- 現地調査における指導効果の確保

特定外来生物の防除の推進

- 確認・認定の制度や手続、及び逸出防止措置など適切な防除方法の周知

その他(情報の収集、整理及び提供)

- 関係機関と連携の上、特定外来生物に関する有益な情報の収集、整理及び提供

1 特定外来生物の取扱いの適正化

(1) 飼養等許可後の飼養の適切な管理

通知事項

- ① 個体数については、遺棄や逸出等をする事のないよう適切な管理が行われることが重要であることから、適切な届出を行うよう指導を徹底すること。
- ② 記載内容の不備等がないかを十分に確認するため、複数人による申請書類の確認を徹底するなどにより、厳正な審査を行うこと。

主な調査結果

事例1及び事例2

- ケラクス属(ミナミザリガニ科)は、数量の増減があった場合、30日以内に届出が必要
しかし、数量の増減があったにもかかわらず、3年間届出を未提出のものあり。その後、長野自然環境事務所から上記手続を通知しているが、さらに3年間届出を未提出で、指導の効果がみられない状況
- 長野自然環境事務所は、飼養等許可(カミツキガメ)を受けた法人が解散(許可は失効)したことを知らないまま、解散した法人から展示施設を引き継いだ別の法人からの更新申請を許可
また、同事務所は、申請時の「飼養等している数量」が増減しているにもかかわらず、その届出や識別措置届を確認しないまま、これを受理、記録

ケラクス属
(環境省HPより)



カミツキガメ
(環境省HPより)



(2) 現地調査における指導効果の確保

通知事項

- 指導事項を徹底するため、指導内容を書面で手交することを検討すること。

主な調査結果

事例3

- 長野自然環境事務所は、平成21年度からセイヨウオオマルハナバチの飼養等許可を受けている者に対して、現地調査を実施
しかし、現地調査における改善指導(破損しているネットの補修等)が口頭指導であったため、指導内容を記憶していない者が複数みられた。
⇒ 現地調査における指導効果が不十分

2 特定外来生物の防除の推進

通知事項

- ① 市町村や民間団体に対し、確認・認定の制度、手続について必要な周知を図ること。
- ② その際、運搬時の逸出防止措置など適切な防除方法も周知を図ること。

オオキンケイギク
(環境省HPより)



主な調査結果

事例4

- 防除の確認を受けていない地方公共団体において、運搬を認められていない事業者が、抜き取った特定外来生物(オオキンケイギク)を運搬 (1村)
- 防除作業を外部委託している地方公共団体において、担当者が運搬時には袋に入れる等の逸出防止措置を講じるべきことを知らず、抜き取った特定外来生物(オオキンケイギク、オオハンゴンソウ)を運搬 (2町村)
- 市町村の環境部門担当者が、外来生物法の確認・認定制度を全く知らない。(6市町村)

〈長野県内市町村における防除の状況〉

- 特定外来生物が生育しているとする市町村における防除の実施状況は以下のとおりで、アレチウリ以外の防除は低調
アレチウリ 60%(45市町村のうち27市町村で防除を実施)、オオキンケイギク27.6%(29のうち8)、オオハンゴンソウ20%(15のうち3)、オオカワヂシャ20%(5のうち1)

3 その他(情報の収集、整理及び提供)

通知事項

関係機関と連携の上、特定外来生物に関する有益な情報の収集、整理及び提供に努めること

主な調査結果

事例5

- 千曲川河川事務所や中部森林管理局が特定外来生物に関する情報を保有
⇒ 長野自然環境事務所は、当該情報を不承知、提供を求めている。

【制度の概要】

飼養等の許可制度

- 特定外来生物の飼養等は、主務大臣の許可を受けた場合等を除き、原則禁止
 - ①学術研究、②動物園等における展示、③教育、④生業の維持、⑤愛がん又は観賞等、省令で定める目的に適合して飼養等をするもので、「特定飼養等施設」で飼養等する場合等に限り許可（外来生物法第5条）
 - ・許可条件 ⇒ 特定外来生物の数量に変更があった場合は、数量変更の事由等を届出
 - ・特定飼養等施設の基準 ⇒ 特定外来生物の種類に応じ、その逸出を防止できる構造及び強度とすること。
- 「特定外来生物被害防止基本方針」(平成16年10月15日閣議決定)においては、規制の実効性を確保するため、立入りの徹底などにより飼養その他の取扱いの状況に関する情報収集に努めるものとしている。

防除の確認・認定制度

- 地方公共団体の防除であって、防除の内容等が防除の公示に適合するものについては、環境大臣及び農林水産大臣の「確認」を受けることができる(外来生物法18条1項)。
- 民間団体等の防除については、その者が防除を適正かつ確実に実施することができ、及びその防除の内容等が防除の公示に適合している旨の環境大臣及び農林水産大臣の「認定」を受けることができる(外来生物法18条2項)。